

ASEAN・インド自由貿易協定(AIFTA)

— その活用によるインド市場進出の可能性 —

日本企業が長らくその締結を待ち望んでいたAIFTAが来年初には発効する見込みとなった。AIFTAによりASEAN諸国に対するインド市場の開放が進めば、日本企業にとってもASEAN拠点からのインド市場進出という新たな事業機会が生まれる可能性がある。各企業は、AIFTAを自社の事業戦略に活かせるか、慎重に見極める必要がある。

日本企業の期待が集まる AIFTA

2009年8月13日、インドとASEAN(東南アジア諸国連合)10カ国は、ASEAN・インド自由貿易協定(AIFTA)を締結した。5.7億人のASEAN市場と11億人のインド市場を結びつける、大きな潜在性を秘めたFTAの誕生である。11カ国がそれぞれの国内手続きを経て、早ければ2010年1月に発効する見込みとなっている。

AIFTAへの日本企業の関心は大変高い。特に、ASEANで事業展開する日本企業の中には、AIFTAが締結されれば、ASEAN拠点からインド市場へ進出する、あるいはインド・ASEAN諸国間での分業体制を構築・再編することが可能となるのではないかと期待をもっている企業が数多い。また、AIFTAの内容いかんによって、インド国内に現地拠点を設立するか、もしくはASEAN拠点を活用してインド市場への進出を図るかを決定しようと、AIFTAの締結を待ち望んでいた企業も少なくない。

こうした日本企業の期待が実現されるかどうかは、AIFTAによって、インドの関税削減・撤廃がどの程度進展するかによるところが大きい。

関税品目数ベースで 80%の 関税撤廃を約束

AIFTAにより、インドとASEAN10カ国は関税品目数ベースで80%、貿易金額ベースで75%にあたる

品目の関税撤廃を約束した。関税が5%以下に引き下げられる品目も含めれば、AIFTAは関税品目数ベースで90%の品目をカバーしている。

AIFTAでは、インド及びASEAN10カ国はそれぞれ自国の関税品目を①ノーマル・トラック品目、②センシティブ・トラック品目、③特別品目または高度センシティブ・リスト品目、④例外品目に分類している。このうち、①が関税撤廃品目、②及び③が関税削減品目にあたる。①の品目は、現行関税率がゼロでない品目については、遅くとも2016年末には関税が撤廃される(図表1)。

②の品目は関税率が5%以下に引き下げられるが、③の品目は高率のものでは50%という関税率が残し、限定的な関税引き下げにとどまる。そのうち特別品目は、インドにのみ認められており、5品目(パーム粗油、パーム精製油、コーヒー、紅茶、胡椒)が指定されている。代わりに、高度センシティブ・リスト品目はインドの約束には存在せず、ASEAN6カ国(カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム)のみに認められている。

④はAIFTAによる関税削減・撤廃から除外された品目である。インド政府によれば、インドは約5,000の品目のうち、例外品目には489品目、関税削減品目には590品目を指定しているため、残りの4,000品目近くが関税撤廃品目ということになる(HS6桁水準)。なお、インドの自由化約束は、フィリピン向けとそれ以外の9カ国向けの二つに分かれているため、ここであげる品目・品目数や関税削減・撤廃年限はフィリピンには当てはまらない場合がある。

インドは自動車・同部品などを例外品目に指定

AIFTAを活用してASEANからインドへ製品を輸出するには、例外品目と原産地規則という越えなければならない二つのハードルがある。AIFTAの活用を検討する企業はまず、自社が扱う品目がAIFTAで関税削減・撤廃の対象となっているかを確認しなければならない。当該品目が例外品目に指定されている場合は、AIFTAのメリットを享受することはできない。また、自社が扱う製品がAIFTAの原産地規則を満たしていなければ、やはりAIFTAによる関税削減・撤廃の対象とはならない。AIFTAを活用するには他にも満たさなければならない要件があるが、最大のハードルはこの二つだろう。

インドの約500品目の例外品目のうち、6割にあたる約300品目が鶏肉や乳製品、野菜・果物の一部などを含む農水産品（アルコール・たばこ等含む）である。次に多いのが約80品目の繊維・衣類であり、この両方で全体の4分の3を占めている。これに続くのが自動車（二輪車含む）・同部品で26品目あり、乗用車はすべて例外品目となっている。一般機械・電気機器は

22品目含まれているが、そのほとんどがエンジン等の自動車部品である。したがって、自動車・同部品では約50品目が例外品目に指定されていることになる。自動車関連品目はセンシティブ・トラック品目に指定されているものも多く、AIFTAのメリットは享受できたとしても限定的である。

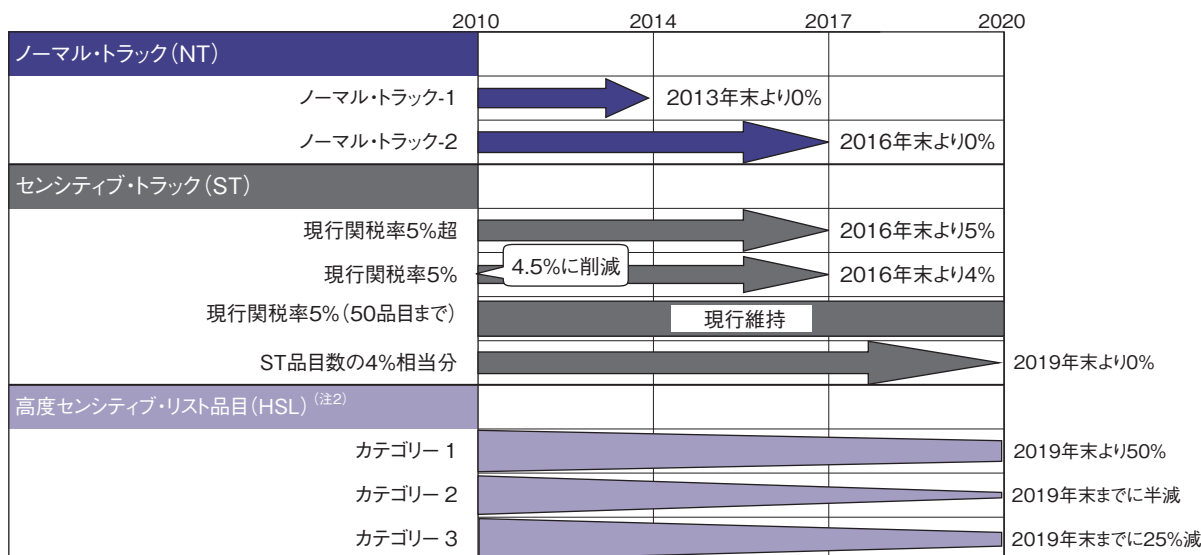
他方、一般機械・電気機器では、センシティブ・トラック品目に指定されているものや、すでに無税の品目（IT（情報技術）関連製品等）も多いが、関税撤廃品目も少なくない。例えば、ビデオカメラやカラーテレビなどは、現行10%の関税率が段階的に引き下げられ、2016年末には撤廃されることになっている。

自社が扱う品目がAIFTAのメリットを享受できるかどうかは、AIFTA締結各国の関税削減・撤廃約束を関税分類にしたがって記載した「譲許表」を調べることで確認できる。

厳しい原産地規則

自社が扱う品目がAIFTAによる関税削減・撤廃の対象となっていることが確認できれば、次に自社が扱う製品がAIFTAの原産地規則を満たしているかどうかを確認しなければならない。原産地規則とは、

●図表1 AIFTAの関税撤廃・削減スケジュール



（注1）インドとASEAN5カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ）の間で適用される自由化約束。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムとフィリピンには異なるスケジュールが適用される。

（注2）注1のASEAN5カ国のうち、インドネシア、マレーシア、タイのみに適用される。

（資料）AIFTAよりみずほ総合研究所作成

その製品がどこの国の製品であるか、つまり製品の「国籍」(原産国)を決めるためのルールであり、FTAでは、当該製品がFTAのメリットを享受できるFTA締結国の製品か、FTA締結国以外の第三国の製品かを区別するために規定されている。果物や鉱物などは収穫・採掘された国が原産国となるためわかりやすいが、多くの国からの輸入原料・部品を用いて生産された工業製品の場合、どの国を原産国とするかの判断基準が必要となる。その基準が原産地規則である。原産地規則がなければ、第三国は一方のFTA締結国を経由して他方のFTA締結国に輸出することで、FTAによる関税削減・撤廃のメリットを享受できてしまうことになる。

AIFTAはこの原産地規則が他のFTAに比べて厳しい。輸入原料・部品を用いて生産された工業製品の場合、実質的な加工が行われた国が原産国とみなされる(実質的変更基準)。その判断基準としてAIFTAは、輸入原料・部品と完成品の関税分類(番号)が異なっていることを原産国認定の要件とする関税分類変更基準(関税番号変更基準)、製品の製造・加工工程において加えられた付加価値の比率によって原産国を判定する付加価値基準の2基準を主に用いている。日本やASEANのFTAでは、この二つの基準のうち、「HS4桁水準(CTH)」の関税分類変更基準、または「域内原産割合40%以上」の付加価値基準のいずれか一方を満たしていればよい(選択制)と定められている場合が多い。

他方、AIFTAの場合は、「HS6桁水準(CTSH)」の関税分類変更基準、かつ「域内原産割合35%以上」の付加価値基準の双方を同時に満たしていなければならないことを原則としている(併用制)。AIFTAでは、各基準は日本やASEANのFTAに比べて要件が緩和されているが、併用制のため、各企業の製品がこれを満たすことがより難しくなっている。各企業は、自社が扱う製品がこの2基準を同時に満たしているかどうかを検証しなければならない。

加えて、上記の原則とは別に、品目別の基準が定められている場合もあるため注意を要する。一般に、FTAにおける品目別基準は、原則となる基準よりも厳しいものになっている場合もあれば、緩和されている場合もあるため、品目ごとに確認する必要がある。AIFTAに関しては、品目別基準が定め

られることは決まっているが、その詳細はいまだ明らかにされていない。

AIFTAを活用したインド市場進出は検討の価値あり

自動車・同部品の多くが例外品目やセンシティブ・トラック品目に指定されている、厳格な原産地規則が採用されているなど、AIFTAによるインドの貿易自由化は、日本企業が当初期待していた水準に達しているとは言い難い。しかし、関税品目数の8割の品目につき協定発効後7年間で関税が撤廃されるという自由化水準は、インドにとってこれまでにないほど高い水準であり、これがASEANとの間で実現される意義は大きい。

今後インド市場への進出を図る企業にとっても、すでにインド国内で事業を展開している企業にとっても、AIFTAは事業戦略上の重要な一要素となりうるものである。特に、ASEANに事業を展開している日本企業にとっては、ASEAN拠点からのインド市場進出、インド・ASEAN諸国間での分業体制の構築・事業再編の契機となりうるものとして、その活用を検討するに値するものと言える。

検討の結果、AIFTAが活用できる場合には、新たな事業機会の創出につながる可能性が生まれる。そうでない場合、例えば、自社が扱う製品が原産地規則の基準を満たしていないことが判明した場合には、AIFTAの活用を断念するか、部品の調達先を変更する等の方策によってAIFTAの原産地規則を満たせるようにするかの選択を企業は迫られることになる。また、自社が扱う品目が例外品目である場合や、原産地規則を満たすことができないためAIFTAの活用を断念する場合には、インドが結んでいる他のFTAが活用できるか、あるいはインド国内に生産拠点を設立するかなどが次の検討課題となるだろう。

各企業は、さらに検討を進めるためにも、まずはAIFTAを自社の事業戦略に活かせるかどうかを慎重に見極める必要がある。■

みずほ総合研究所 政策調査部
主任研究員 菅原淳一
junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp